

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザルに関する質疑と回答

No.	質疑	回答
1	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書 6 (11)に「…自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。」とあるが、自立運転機能の規模感に指定はあるのか。	特に指定はありません。当該事項を満たせるよう、ご検討の上、提案をお願いします。
2	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書 7 (1)に損害保険に関する記述があるが、これは必須という理解でよいか。	そのとおりです。
3	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業仕様書 6 (1)に「…当該保安管理費用が増額となる場合は、その増額分を事業者が負担すること。」とあるが、事業者側の負担分について、事前に電気主任技術者と費用に関する打ち合わせは可能か。	県が事前に打ち合わせを調整することは考えていませんが、施設見学の際に事業者が当該施設の電気主任技術者を把握し、事前に費用に関する相談をすることは可能と思われます。 なお、今回の P P A 事業の中で実施いただく内容により保安管理費用が増額になる場合は、その分を P P A 提案単価に含めていただきたいと思いますと考えております。
4	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領 8 (1) の提出書類の名称欄にある「共同企業体に関する協定書の写し」については、J V で参加する場合に必要な書類であって、施工等をお願いする協力会社であれば提出は不要という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
5	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領 8 (1) の提出書類の名称欄にある「一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し」について、備考欄に「構成員のうち 1 社の提出で構わない」とあるのは、共同企業体のことになるか。それとも、施工等をお願いする工事会社のことになるか。	資格証の写しが構成員のうち 1 社の提出で構わないのは、J V (共同企業体) で参加する場となりますので、ご注意ください。
6	高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要領 9 の候補施設見学 (様式 3) の提出期限は本日 (8 月 29 日) の 17 時までという認識でよいか。	ご認識のとおりです。